

協議第 4 号

財産の取り扱いについて

財産の取り扱いについて提案する。

平成 16 年 6 月 28 日

風連町・名寄市合併協議会
会 長 島 多 慶 志

基本的な協議項目	A - 5	財産の取り扱い
両市町の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。		

平成 16 年 6 月 28 日確認

協 議 調 書

基本的な協議項目	A - 5	財産の取り扱いについて
調整の内容		

留 意 事 項	摘 要
<ol style="list-style-type: none"> 1 合併に際し、合併関係市町村が所有する財産は全て新市に引き継ぐことが原則になっている。 2 合併関係市町村が有する特定目的基金については、その目的に沿って使われるよう協議する。 3 風連町と名寄市の合併協議では、風連町に法人格を有する合併特例区を設けることとなっている。この財産は一旦新市に引き継いだうえ、合併関係市町村の協議書に基づき議決を経て合併後移譲する。 	